

野田市告示 第43号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したので、第10条の6第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年 3月17日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定を解除する特定生産緑地の区域及び面積  
別紙のとおり

## 特定生産緑地（野田市）の指定解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第2項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定を解除する。

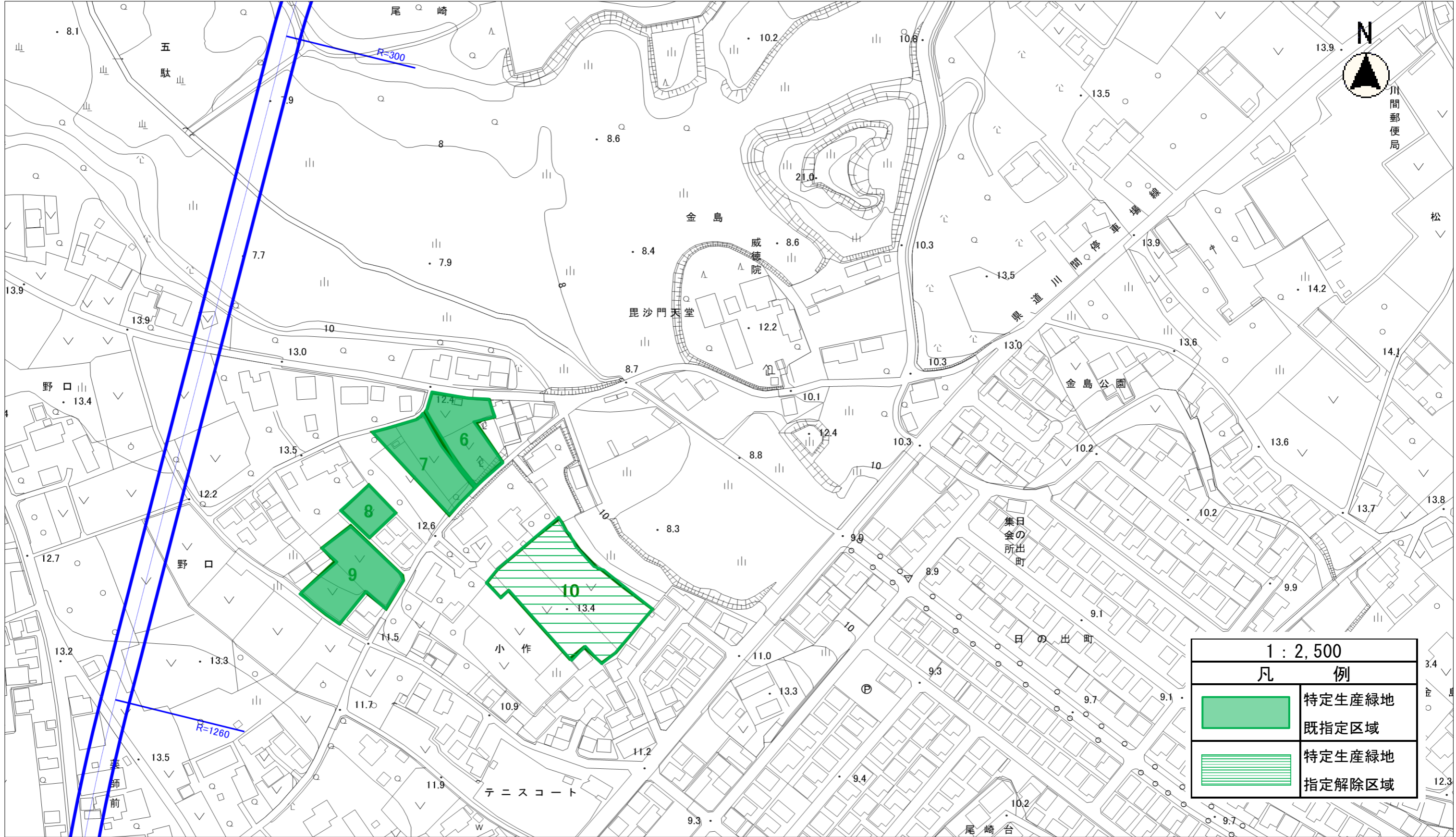
生産緑地 地区番号	生産緑地名	面積			備考	図面番号
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地			
			既指定 区域	指定を解除する 区域		
10	尾崎第5生産緑地地区	約 0.34ha	約 0.34ha	約 0.34ha		1/1

「区域は解除指定図表示のとおり」

# 特定生産緑地指定解除図

## 地区：10号尾崎第5生産緑地

### 図面番号1/1



1 : 2,500

凡 例	
	特定生産緑地 既指定区域
	特定生産緑地 指定解除区域